

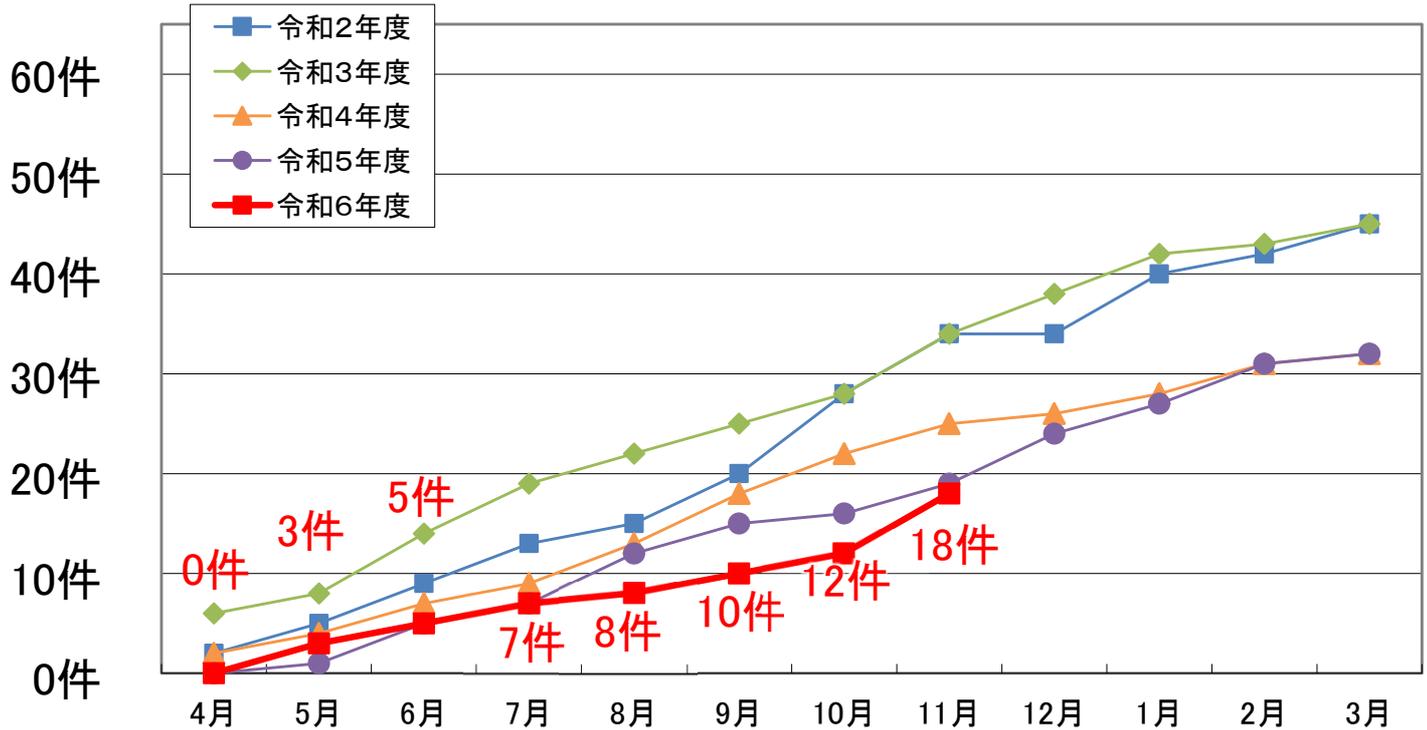
SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和6年度工事事故発生状況（速報値）
- 工事事故の事例紹介
- 工事事故防止強化月間の実施報告・安全対策事例のご紹介

過去5年間の工事事故発生状況(令和6年度は速報値)

(件数)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	28件 (3件)	34件 (6件)	38件 (4件)	42件 (4件)	43件 (1件)	45件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)
令和6年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	3件 (3件)	5件 (2件)	7件 (2件)	8件 (1件)	10件 (2件)	12件 (2件)	18件 (6件)				

Topics

- ◆ 令和6年11月末現在の工事事故発生件数は18件（速報値）となっており、直近5カ年度の同月と比較すると、最も少ないペースで推移しています。
- ◆ 一方で、「令和6年度重点的安全対策」項目のひとつ、「建設機械等の稼働に関連した人身事故」がこれまでに5件発生しており、うち1件は死亡事故となっていることから、引き続き、工事安全管理に一層のご留意をお願いいたします。

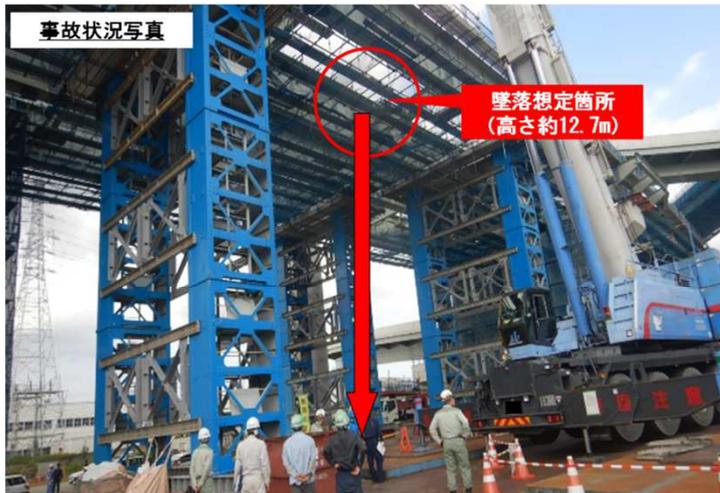


労働災害（足場・法面等からの墜落）

▶足場上での高所作業において発生した墜落死亡事故の事例です。
 墜落は、重大事故に直結する極めて危険な事故形態です。墜落制止用器具の適切な使用をはじめ、基本的な作業方法・手順の周知徹底をお願いいたします。

事件事例（令和5年6月発生）

- ◆吊り足場の組立作業において、被災者が足場上から開口部の閉塞作業中に墜落し死亡した。
- ◆被害の程度：作業員1名死亡（多発外傷）



発生要因

- 被災者は、墜落制止用器具を装着していたが、親綱に掛けていなかった模様。
- 親綱配置は作業範囲を網羅していたが、事故発生箇所の足場からは使用しにくい位置であった。
 また、おやご連結用のパイプを足場上で運搬する際には、移動中の2丁掛け動作用がしにくい状態であった。
- 事故発生箇所は作業指示範囲外で、被災者は1人作業を行っており、足場組立等作業主任者は、指示範囲外における被災者の状況を把握出来なかった。
- 事故発生箇所は、高所作業車でネット閉塞作業を行った後に、足場上からおやご連結パイプを取り付ける予定であったが、作業内容の分担が作業員に周知されていなかった。

再発防止策※

- 作業手順遵守教育を徹底するとともに、朝礼後、元請職員と作業員全員で、演練台にて墜落制止用器具の使用訓練を実施し、高所作業時の同器具使用を習慣づける。親綱を追加配置し、作業時にフックを掛けやすくする。開口部の閉塞作業が完了するまでは、物を持っての足場上歩行を禁止する。
- 吊り足場上では、2人対面で隙間塞ぎ作業を行うことにより、無理な姿勢での作業が無いようにする。おやご連結パイプは、ネットを外さずに取り付け可能な上側に設置する。
- 安全教育訓練、新規入場者教育、作業手順周知会等で、高所作業車による作業と足場上からの作業範囲を作業員に周知する。
- 作業指示範囲外での作業は、予定外作業になることを作業員全員に安全教育などで周知し、予定外作業を防止する。足場組立の作業が分散し、足場組立等作業主任者1人で監視出来ない場合は、前日の打合せにて、作業主任者を増員し、打合せ記録に明記する。
- 危険予知活動表は、作業グループ毎に作成し、作業主任者の分担範囲を明確にする。各作業主任者には、作業方法や作業の進行状況を監視させ墜落防止を図る。
- 上記の再発防止対策を実施するにあたり、店社から専任の安全管理責任者を増員する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

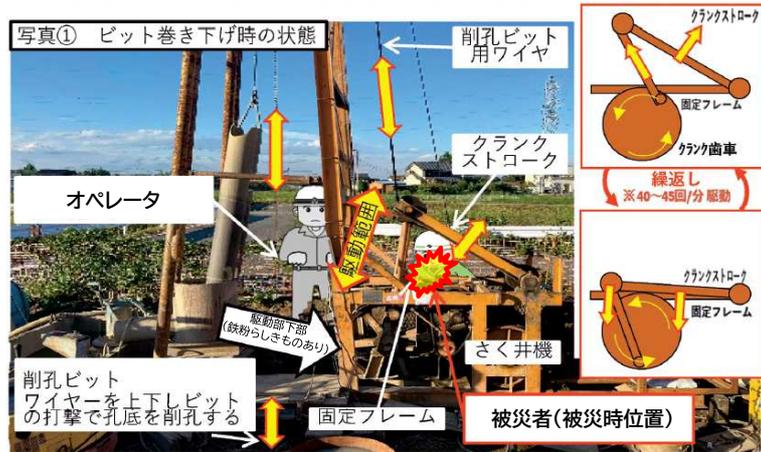
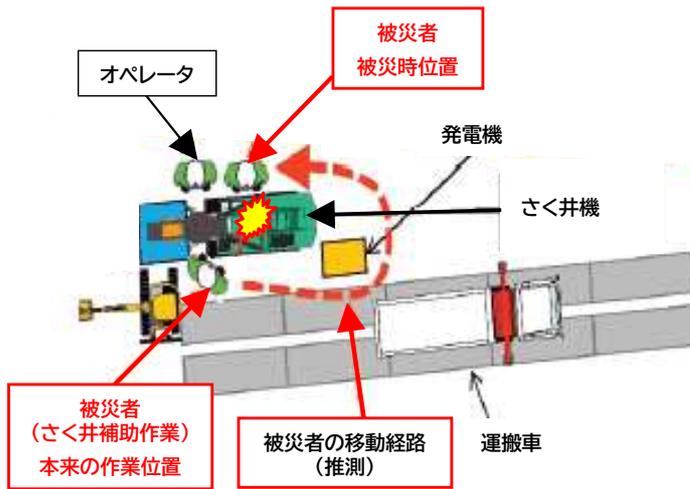


労働災害（建設機械等の稼働に関連した人身事故）

▶機械の可動部に頭部を挟まれ、死亡事故となってしまった事例です。
被災者の死亡、重傷化に繋がりやすい事故形態のため、機械設備に対する物理的な安全対策をはじめ、各現場状況に適した安全な作業手順の確立、遵守を徹底いただけるようお願いします。

事事故例（令和6年9月発生）

- ◆地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ被災者が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した。
- ◆被害の程度：作業員1名死亡（脳挫傷）



発生要因

- 被災者は、駆動部下部に鉄粉があることに気付き、機械の故障か、どこかが割れているのではと疑い（推測）、オペレータへ鉄粉の発生を伝えたが、作業中止については言い出さなかった。オペレータは、被災者の発言を聞いてはいたが、作業を中止しなかった。
- 被災者は、オペレータに告げず持ち場を離れ、駆動部へ接近した。オペレータは、掘削作業箇所を注視していたため、被災者の移動に気付かなかった。
- オペレータは、さく井の経験年数が長く、作業に対する「慣れ」による気の緩みがあった（推測）。
- 作業開始前点検時には、鉄粉の存在に気付かなかった（この時点での鉄粉の有無は不明）。
- 被災者は、危険予知活動における低減対策（ビット巻上げ、巻下げ時には駆動部に接近しない）に反し、駆動部へ接近した。
- 目の高さで駆動するクランクストロークに挟まれることは予見していなかった。

再発防止策 ※

- 異常発見時には躊躇わずに作業中止の声掛けを行うよう、元請指示として朝礼時に全作業員へ周知する。
- 持ち場を離れるときには必ず声掛け・相互確認及び、指示・合図・立入禁止措置・機械停止措置・行動範囲の区域明示等を行うことを作業手順書に明記する。作業員相互がお互いの居場所を把握することについて、新規入場時教育資料に盛り込み、毎朝の朝礼、危険予知活動で指差喚呼して繰り返し教育する。
- 「慣れ」による安全に対する感受性を鈍らせないため、VR事故体験機器を用いた安全教育を行う。
- 作業開始前点検に、可動部の状態確認（異音、異臭、振動、摩耗、鉄粉）を追加する。
- 専任の見張員を配置し、作業員や機械の異常な動きや状況を認めた場合、直ちに作業中止を指示する。
- オペレータの視界内に警報器付き回転灯を設置し、さく井補助作業員及び見張員の操作で点灯・発報することでオペレータに非常停止操作の意思を伝える。
- 駆動部周辺に物理的なガード（腕、足等が入らない）及び接近危険注意看板を設置する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



工事事務事故防止強化月間の実施報告

- ▶ 関東地方整備局では、令和6年11月を「工事事務事故防止強化月間」と定め、受発注者双方の安全意識高揚に向けた取り組みを実施しました。
- ▶ ここでは、工事事務事故防止強化月間の実施報告、および現場で実施している安全対策の好事例についてご紹介します。

工事事務事故防止強化月間の実施概要

■実施期間

令和6年11月1日（金）～11月30日（土）

■実施内容

①安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和6年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

②現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して、安全意識の向上を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

③啓発活動

- ・「関東地方整備局令和6年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事務事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事務の現状と対策について」（関東地整作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



労働基準監督署と合同で実施した安全パトロールの様子



工事事務事故防止強化月間 安全対策事例のご紹介

工事関係者事故対策①

省人化による安全対策



マグネット式アタッチメントによる鉄板敷作業の省人化

省人化による安全対策



閉塞空間の多い構造物内点検をドローンを用いて実施

重機の誤作動防止



建設機械に作業手順を表示

重機との接触防止



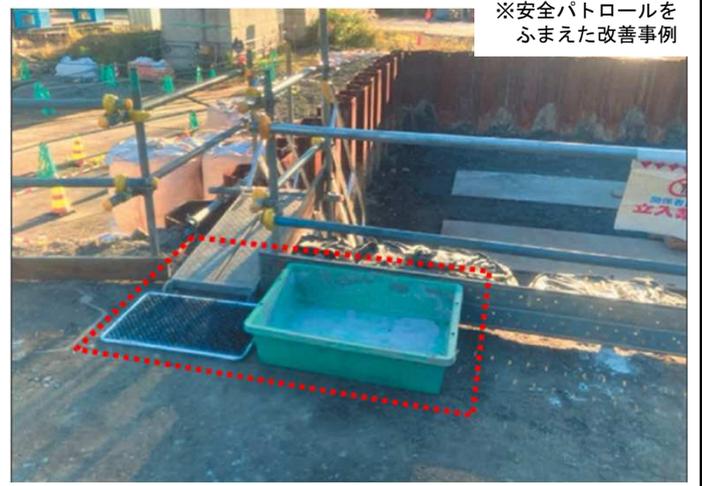
クレーン操縦席からの死角を、操縦席モニターで確認可能

転落防止



渡河部に落下防止柵を設置

現場内の転倒防止

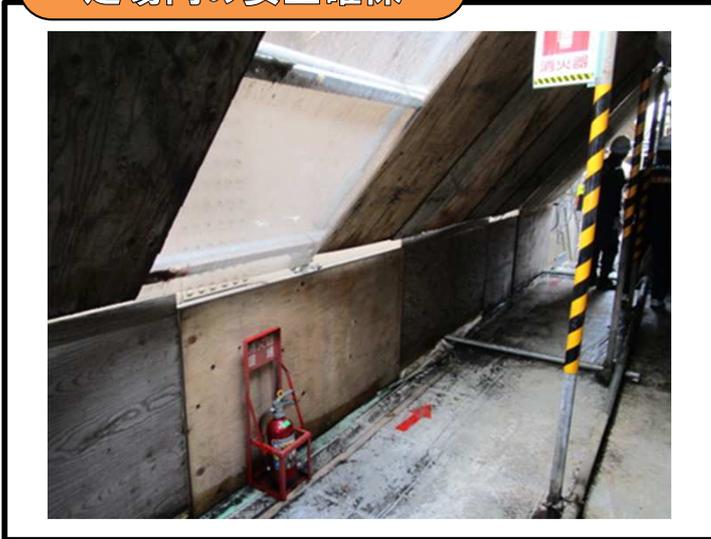


付着した泥による転倒防止のため、洗い場、泥落としマットを設置



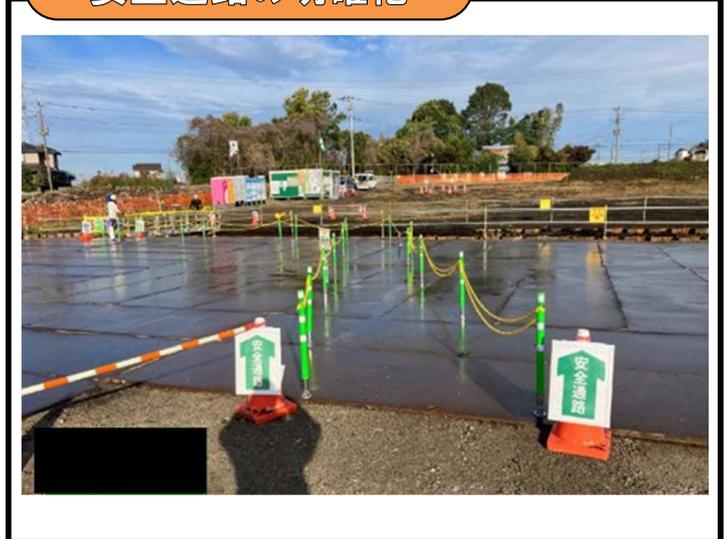
工事関係者事故対策②

足場内の安全確保



採光を確保し、足場内の視認性の向上

安全通路の明確化



ポール及びチェーンを用いた安全通路の設置

作業担当の明確化



作業担当内容を安全ベストに目立つように表示

夜間における安全確保



ライトを設置し、視認性を向上



工事事務事故防止強化月間 安全対策事例のご紹介

公衆損害事故対策①

第三者災害の防止



※安全パトロールを
ふまえた改善事例

工専用道路と民地との境界に
オレンジネットを設置

第三者災害の防止



現道部での高木剪定作業における安全確認手順を
作業車両に明示

第三者災害の防止



第三者の往来が多い堤防除草エリアに
センサー付きスピーカを設置し、音声による注意喚起

第三者災害の防止



各方向の車両接近を検知して文字を表示し、
退出する工事関係車両に対し注意喚起

見通しの悪い作業ヤード出入口に
AI搭載カメラ、LED看板モニター画面を設置

上空施設への接触防止



拡大写真

注意喚起(上空施設へ投影)

注意喚起(のぼり旗)

ライトアップ、のぼり旗による接触防止の注意喚起⑦

上空施設への接触防止



回転灯+ブザー

センサー

電光標示板

通行車両の高さをセンサーで感知し、
回転灯、ブザー及び電光標示板による注意喚起



公衆損害事故対策②、その他対策

地下埋設物の損傷防止



埋設位置の路面標示、注意喚起標識の設置

熱中症対策



近傍に遮蔽物がない現場へ休憩テント、飲料等を設置

盗難対策



発電機の周囲に目隠しフェンスを設置

盗難対策ほか



敷鉄板同士に専用のリングプレートを設置し、盗難防止、ずれ防止



その他 安全パトロールをふまえた改善事例

- ・作業員通路階段の段差高さが不揃いだったため、高さを統一。
- ・足場階段頭上の水平材に緩衝材、「頭上注意」の注意喚起標示を追加。
- ・足場水平材が飛び出している箇所を切断、養生。
- ・足元で電気工具の配線が乱れていたため整理。
- ・敷鉄板にズレ、段差が生じていたため解消。
- ・現場内にスペースを確保し、トンパック(発生土)の多段積みを見直し。

◆本紙でご紹介したもののほか、各現場より多くの安全対策事例を報告いただきました。
引き続き、十分な安全管理にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。